

ふれあいの里だより
Part5

実りの秋
彩りの秋

森はいよいよ実りの秋を迎えました。雑木林に足を踏み入れると、足元には、たくさんのドングリが落ちています。まるいドングリはクヌギ、細長いドングリはコナラです。少し拾って、子どもを思い出してコマでも作りましょうか、それともブローチにでもしましょうか。辺りを見回せば、ゴズイの赤と黒の鮮やかな実、ツリバナ、マコミのピンク色の実もぶら下がっています。真っ赤な星型のがくの上に藍色のまるい実はクサギ。これも目を引きま



ゴズイの実



ガマズミの実

食いしん坊は、まず赤い小さなガマズミの実から味見です。梅干しあめみたいな味がします。今度は口直しにムラサキシキブ。紫色の仁丹のような実。これはほんのり甘いかな…。以外に美味しいのが、ヤマボウシの実。パッションフルーツのような味とでもいみましょうか。ところで、なぜこんなに盛りだくさんの実が競うように、色鮮やかに自分をアピールしているのでしょうか。

もちろん人間に食べてもらうためではありません。これから雑木林は、寒い冬を迎えます。実を必要としているのは誰でしょうか。そう、冬の厳しさを知っているのは、雑木林に住む生き物たち。木の実は動物たちに食べられることにより、種子をより遠くに運んでもらおうと、アピールしているのです。

ネズミ、カケスは、ドングリを拾い、冬を過ごす糧として蓄えるそうです。その中で忘れられた実が春に目覚め、芽生えると聞いています。

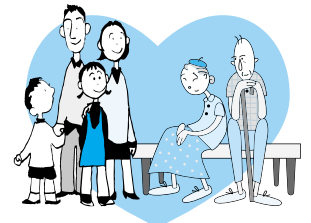
今月はセンターエリアをご案内するため、自然解説員が水・土・日曜日、祝休日に皆さんをお待ちしています。実りの秋を実感してみませんか。

【申し込み・問い合わせ】 狭山丘陵いきものふれあいの里センター
(荒幡782 / ☎939-9412 / 休館日：毎週月曜日)
◎10月14日(祝)は開館し、15日(火)、16日(水)は休館します。

10月の自然観察会
《ドングリと種子散布》

と き 10月20日(日)午前9時30分
～午後2時30分
集 合 西武球場前駅前
定 員 申し込み先着40人
持 ち 物 昼食、筆記用具。お持ちの方は
双眼鏡・ポケット図鑑等

なぜ?なに?
介護保険³⁷



Q：交通事故でけがをしたときに、健康保険で治療を受けるには届け出が必要と聞きますが、介護保険ではどうでしょうか。

A：第三者（加害者）の故意または過失によって損害を被ったとき、被害者は加害者に損害賠償を請求することができます。

例えば交通事故によってけがをしたとき、治療費は原則として加害者が負担することになります。被害者にも過失があれば、過失の割合によって治療費を加害者と被害者で負担することになります。

もし、被害者が治療の際、健康保険を使った場合は、保険者は、被害者に代わって保険から給付した（支払った）金額を損害賠償として加害者に請求する権利を得ます。

これは、介護保険でも同様です。第三者（加害者）の行為が原因で介護が必要となり、介護サービスを利用した場合、その費用は加害者が負担することになります。保険から給付を受けた場合は、給付した分について保険者である市町村は、被害者に代わって加害者に請求することになります。被害者に過失がある場合は、これを考慮して加害者に請求する金額が減額されます。

すでに示談となり、被害者が加害者から介護費用も含めて損害賠償金を受け取っていたら、保険者は被害者が受け取った賠償金の範囲で被害者にも請求を行うこととなります。

この損害賠償を請求する権利を保険者が把握するため、第三者の行為によって要介護となり、介護サービスを利用した場合は、次のような書類をそろえて介護保険課へ届け出てください。

■届け出のときに必要な書類

- 第三者の行為による被害届
- 念書（示談内容等について市に届けることを誓約する文書）
- 第三者の行為による損害賠償金納入誓約書
- 第三者の損害保険調書
- 事故発生状況報告書
- 人身扱い交通事故証明書（交通事故の場合に自動車安全運転センターで発行）

届け出先・問い合わせ 市役所 1階・介護保険課（☎998-9420）

小児科医療相談室 Q&A



Q：3歳の子どもが風邪薬を飲みません。ジュース、果物、アイスにまぜる工夫はしているのですがだめです。たいてい、無理やり口の中に入れると、さっき食べたものまで吐くほど嫌がります。なにかよい方法があったら教えてください。

A：ある病院の薬剤師さんが薬の飲めない子どもについて調べたところ、どちらかというと消極的で、子どもにどう対応してよいか悩んでしまう、優しくて、おとなしい保護者に「薬の飲めない」子どもの多い傾向を認めたとのことです。ご質問のお母さんは積極的に飲ませようとしている点から、これらの例には入らないようです。

次に薬が飲めない子どもに対して、たたく等して無理やり飲ますというのはよい方法とはいえません。一番の対処方法は、子どもが薬を飲まないということを医療者に訴えることです。同じ薬でも薬の形を変えることで飲めるようになる場合があります。

薬の形を変えることで解決できない場合は、「どうして飲めないのか」「何がいやなのか」をしっかりと聞いてあげることです。子どもと同じ立場になって考えてあげると飲めない理由が見えてくる場合があります。また、親と一緒に取り組むことが子ども自身の飲もうとする意欲を引き出すことにもなります。

例えば、水薬の量が多くて飲めないならば、粉薬を少量

の白湯で溶いてスポイトで舌の奥とか歯ぐきと頬の間に入れ、好きな飲み物で流し込ませるとか、食後にこだわらずに、食前とか食間に飲ませてみるのも一つの方法です。

薬が苦くて飲めない場合は、甘みをつけてみる（ジャムやチョコレートシロップに混ぜる、最近ではお薬服用ゼリーというのもあります）のもよいでしょう。クラリスやジスロマックの粉薬はオレンジジュースに混ぜると苦みが増して飲めなくなります。ジスロマックではアイスクリームに、クラリスではコンデンスミルクに混ぜると苦みがうまくごまかせます。

薬を見ただけで暴れていやがる場合は、無理やり押さえられて飲まされるのが嫌なので、なるべく押さえつけないで飲ませる工夫をします。食事に入れたり、ジュースに混ぜたりして一緒に薬の入っていないジュースを飲んだりして警戒心を解いて飲ませるようにします。その他、ゲーム感覚で飲ませてみたり、甘く溶かしたものを凍らせてシャーベットのようにして食べさせてみる方法もあります。

大切なことは、すぐにあきらめないで、いろいろ試してみることだと思います。

お子さんに関する相談にお答えします。相談は郵便や下記のアドレスで随時受け付けています。
あて先 〒359-0025・所沢市上安松1224-1
所沢市市民医療センター・小児科相談係
アドレス yamachan@tokorozawa-iryuu-center.jp



マウスのつばやき



▶ヒダさんのマリオネットを取材させていただきました。命が吹き込まれた人形たちに、まぎれも無く生命を感じました。いとおしさがこみ上げてきて、何だかとても優しい気持ちになりました。(♥)
▶夏、家族で海へ遊びに行き、潮だまりで小魚・ヤドカリ・エビを捕まえた。飼育は難しいと思ったが、子どもたちにせがまれ家に持ち帰り約2か月。魚たちは元気に育っている…まずは一安心。(♠)
▶早稲田大学サッカー場へ取材に行ったとき、すでにトンボが飛んでいた。もう秋ですね。食欲の秋。スポーツの秋。読書の秋。私は、秋といえばスポーツですが、皆さんの「秋」はどちらですか。(◆)